

○職場における職員等からの相談等に関する処理要綱の制定について

(平成21年11月10日 例規第29号)

[沿革] 平成31年4月 例規第23号改正

このたび、みだしの要綱を別記のとおり制定し、平成21年11月10日から実施することとしたので、所属職員及びその家族に対し、当該要綱の趣旨、相談方法等について周知徹底を図り、その適正な運用に努められたい。

別記

職場における職員等からの相談等に関する処理要綱

第1 趣旨

この要綱は、奈良県警察職員（以下「職員」という。）並びに職員の配偶者、子及び父母（以下「職員等」という。）からの相談等を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 相談等 職員等から申し出られた職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理に関する相談及び苦情の申出（職場の人間関係並びに職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関するものを含む。）をいう。
- (2) 相談等窓口 相談等の申出を受理し、及び相談等に対する処理を行うための窓口をいう。

第3 委員会の設置等

1 設置

警察本部に相談等に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 組織及び構成

委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）
- (3) 委員 警務部会計課長、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）、警務部厚生課長その他委員長が指名する者

3 任務

委員会は、相談等窓口において受理した相談等について必要な調査及び審議を行い、その結果を意見として取りまとめ警察本部長（以下「本部長」という。）に具

申するものとする。

4 庶務

委員会の庶務は、警務部警務課（以下「警務課」という。）において処理するものとする。

第4 相談等窓口の設置等

1 相談等窓口の設置

- (1) 警務課に相談等窓口を置く。
- (2) 相談等窓口は、警務課長が指定する者（以下「相談等担当者」という。）で構成する。

2 相談等の方法

- (1) 職員等は、面談、電話、手紙又は電子メールにより、相談等窓口に相談等の申出を行うものとする。
- (2) 職員等は、(1)の相談等の申出を行う場合は、次に掲げる事項を申し出るものとする。ただし、当該申出を行う職員等（以下「申出者」という。）が匿名を希望するときは、アに掲げる事項の全部又は一部の申出を要しない。
ア 職員が相談等の申出を行う場合にあっては所属、階級又は職、氏名及び年齢、職員の配偶者、子又は父母が相談等の申出を行う場合にあっては住所、氏名、年齢及び連絡先並びに当該職員の所属、階級又は職、氏名、年齢及び当該職員との続柄

イ 相談等の内容に係る事実が発生した年月日

ウ 希望する解決策

第5 処理の手順

1 相談等の受理

- (1) 相談等担当者は、相談等を受理したときは、相談等受理票（別記様式第1）に必要な事項を記載した上で、相談等管理台帳（別記様式第2）に登載するものとする。
- (2) 相談等担当者は、相談等受理票を作成したときは、その都度、当該相談等受理票により委員会に報告するものとする。

2 相談等の処理

- (1) 委員会は、1の(2)により報告を受けた相談等について、必要な調査及び審議を行い、助言、指導、他の相談機関のあっせんその他当該相談等の処理に関する意見を本部長に具申するものとする。ただし、相談等の内容が、内部通報（奈良県警察内部通報処理要綱の制定について（平成19年3月例規第14号）別記奈良県警

察内部通報処理要綱第2の(1)に規定する内部通報をいう。)であると認める場合は、監察課長に引き継ぐものとする。

- (2) 委員会は、(1)の調査及び審議を行う場合において、必要があると認めるとときは、申出者、当該申出者が所属する所属長その他関係者に対し、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。
- (3) 本部長は、委員会の具申に基づき、申出者に対する処理方針を決定するものとする。
- (4) 相談等担当者は、事案ごとにその概要、処理状況等について相談等受理票に記載し、委員会に報告しなければならない。

3 特異事案等の報告

相談等担当者は、受理した相談等のうち特異又は重大と認めるものについては、本部長に即報し、本部長の指揮を受けた上で処理するものとする。

4 申出者への通知

相談等担当者は、申出者に対し、受理した相談等の処理経過及び結果を遅滞なく通知するものとする。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 申出者の氏名及び連絡先が不明であるとき。
- (2) 申出者が通知を求めていないとき。
- (3) その他本部長が通知を要しないと判断したとき。

第6 秘密の保持

相談等担当者その他相談等に係る事務に従事する職員は、相談等の処理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

第7 職員等の支援

所属長は、警務課長と連携の上、相談等をしたことの理由として職員等に対する不利益な取扱い、職場内の嫌がらせなどが行われていないかを適宜確認するなど、当該職員等に係る支援に努めるものとする。

(別記様式省略)